

令和6年3月15日時点

下水道分野におけるウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)に関するQ&A

…前回（令和6年1月10日時点）公表以降追加したQA

No	分類	質問	回答
管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4要件等について			
1	レベル3.5の4要件等	施設の新設のみを対象とするレベル3.5は想定されるか？ (レベル3.5の要件③「維持管理と更新(改築)の一体マネジメント」は、業務範囲を施設の新設およびその維持管理と設定することで充足できるか？)	想定されません。
2	レベル3.5の4要件等	PFI(従来型)やDBOはレベル3.5に該当するか？	レベル3.5に該当するには4要件の充足が必要です。 特に、要件③について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関係する業務範囲が設定される必要があります。
3	レベル3.5の4要件等	レベル3.5導入後のストックマネジメント計画(≒更新計画)は、受託者が更新計画案を作成し、管理者が申請するかたちか？	ご認識のとおりです。
4	レベル3.5の4要件等	レベル3.5の後、コンセッション方式に移行することされているが趣旨如何？	レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただきたいという趣旨です。
5	レベル3.5の4要件等	レベル3.5(原則10年)の後、コンセッション方式に移行しない場合、ペナルティが発生するか？	レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただきたいという趣旨であり、ペナルティが発生することは想定していません。
6	レベル3.5の4要件等	既に長期の民間委託を実施している場合にどうすればよいか？	例えば、既存の民間委託の変更契約などにより、レベル3.5の要件を充足することが考えられます。
7	レベル3.5の4要件等	要件①長期契約(原則10年)は、どのような考え方に基づいて設定されたものか？	企業の参画意欲、地方公共団体の取り組みやすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成などを総合的に勘案するとともに、更新(改築)による維持管理上の効果が発現する最低限の事業期間として、原則10年とされています。

No	分類	質問	回答
8	レベル3.5の4要件等	要件①長期契約(原則10年)により、技術革新(新技術導入)に対応困難ではないか?	例えば、要件②性能発注や、要件④プロフィットシェアの仕組みを適切に設定し、民間事業者による新技術導入の提案を促進するなどが考えられます。
9	レベル3.5の4要件等	要件①長期契約(原則10年)について、例えば、10年の事業期間を設定のうえ、5年目に契約内容を見直すとするものでも要件を充足しうるか?	ご認識のとおりです。
10	レベル3.5の4要件等	管路の段階的な性能発注への移行について、事業期間(原則10年)中の移行が想定されているか?	ご認識のとおりです。 なお、管路施設の性能規定は、例えば、人員、時期、機器、方法などは民間事業者に委ねたうえで適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施することなどが考えられます。
11	レベル3.5の4要件等	管路の性能発注について、例えば、指標の設定などをどう考えるべきか?	今後策定予定のガイドラインなどで解説できるように検討します。
12	レベル3.5の4要件等	要件②性能発注について、例えば、雨水ポンプ場は仕様発注とすることによいか?	ご認識のとおりです。 (雨水ポンプ場の要求水準は、運転操作要領を定めるなど、仕様発注に準じたものとすることなどが考えられます。)
13	レベル3.5の4要件等	レベル3.5の要件「③維持管理と更新の一体マネジメント」を充足するには、更新実施型か更新支援型のいずれかを選択することでよいか?	ご認識のとおりです。
14	レベル3.5の4要件等	ある一つの対象施設(地域、処理区等)の業務範囲が維持管理のみ、もう一つの対象施設の業務範囲が更新(改築)のみ、のような設定は可能か?	維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設(地域、処理区など)について維持管理と更新(改築)に関する業務範囲が設定される必要があります。 そのため、この質問の設定では、レベル3.5に該当しないと考えています。

No	分類	質問	回答
15	レベル3.5の4要件等	対象施設ごとに更新実施型と更新支援型を使い分けよいか？	ご認識のとおりです。 ただし、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について維持管理と更新(改築)に関する業務範囲が設定される必要があります。
16	レベル3.5の4要件等	更新計画が策定済みの場合も、更新実施型と更新支援型の選択は管理者の任意か？	ご認識のとおりです。
17	レベル3.5の4要件等	要件③維持管理と更新の一体マネジメントについて、更新計画案作成は、例えば、管理者の既存更新計画に対し、受託者が補完資料(調査・検討結果報告書等)を作成する程度では足りないか？	ご認識のとおりです。 受託者が作成する更新計画案は、管理者の確認を経て、そのまま管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるもののが想定されています。
18	レベル3.5の4要件等	更新支援型を選択する場合、コンストラクションマネジメント(CM)まで含めるか否かは管理者の任意か？	ご認識のとおりです。
19	レベル3.5の4要件等	事業期間(原則10年)のうち、前半5年間は管理者の提示する更新(改築)の実施、後半5年間は受託者が作成する更新計画案に基づく更新(改築)の実施、というような更新実施型は可能か？	対象施設や業務範囲(更新実施型、更新支援型)などは、柔軟に設定することも可能と考えております。この質問のような更新実施型も可能と考えています。 ただし、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について維持管理と更新(改築)に関する業務範囲が設定される必要があります。
20	レベル3.5の4要件等	更新実施型は、PFI事業契約が原則とあるところ、それ以外の契約方式も可能か？	維持管理と更新(改築の発注業務の委託)の業務範囲を含むサービスを提供する契約方式として最も制度的に担保されていると考えられることから、原則とされていますが、これ以外の契約方式も可能です。

No	分類	質問	回答
21	レベル3.5の4要件等	(更新実施型で)PFI事業契約を締結する場合、PFI法の手続きが必要か？	ご認識のとおりです。
22	レベル3.5の4要件等	要件④プロフィットシェアは必ず盛り込む必要があるか？ (「更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。」の趣旨如何？)	ご認識のとおりです。 プロフィットシェアは更新実施型に限定したものではなく、更新支援型でも必須要件です。

No	分類	質問	回答
ウォーターPPP交付金要件化について			
23	交付金要件化	交付金要件化について、人口規模、処理水量等による対象地方公共団体の限定はあるか？	限定することは想定していません。
24	交付金要件化	交付金要件化の対象となる交付金は何か？	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金を想定しています。
25	交付金要件化	(交付金要件化の要件である)ウォーターPPPの「導入を決定済み」は具体的にどのようなことか？	コンセッション方式の場合は実施方針の公表、レベル3.5の場合は入札・公募の開始(募集要項等の公表)により、交付金要件化の要件(ウォーターPPPの導入を決定済み)が充足されると考えています。 なお、ウォーターPPPの活用を盛り込んだ経営戦略の策定(改訂)や、レベル3.5の実施方針の公表などでは交付金要件化の要件は充足されません。 また、レベル3.5の場合に、地方公共団体の判断で、公募によらない随意契約を選択するときは、契約締結により交付金要件化の要件が充足されると考えています。
26	交付金要件化	交付金要件化の適用は令和9年度からであり、国費支援を受けたい場合、それまでに要件(ウォーターPPPの導入を決定済み)を充足する必要があるということか？	ご認識の方針で考えています。
27	交付金要件化	レベル1～3までの包括的民間委託や指定管理者制度(のみ)では交付金要件化の要件を充足できないか？	ご認識の方針で考えています。
28	交付金要件化	指定管理者制度の場合にも、レベル3.5の4要件を充足する場合には、交付金要件化の要件を充足しうるか？	ご認識の方針で考えています。
29	交付金要件化	検討の結果、VFMがない場合や、マーケットサウンディング(MS)の結果、民間の参画が見込めない等の場合は、レベル3.5を導入できないと考えられるが、このような場合も、交付金要件化の要件を充足できないことにより、国費の支援を受けられなくなるか？	ご認識の方針で考えています。 VFMや民間の参画が見込めるよう、最大限、「導入を決定済み」に向けて工夫いただくことを考えています。 具体的には、例えば、①充実した情報開示・官民対話の実施、②適切な対象施設・業務範囲などの設定、③他分野や他地方公共団体との連携などが考えられます。

No	分類	質問	回答
30	交付金要件化	交付金要件化は、水道等、他分野との連携が前提となるか？ また、他分野で導入を決定済みの場合、下水道分野の交付金要件化の要件を充足しうるか？	他分野との連携を前提とすることは想定していません。 なお、下水道分野の交付金要件化は、下水道施設に対するウォーターPPP導入を決定済みが要件であり、水道分野、工業用水道分野(のみ)で導入を決定済みでも、下水道施設が対象でなければ要件は充足されません。
31	交付金要件化	複数の管理者が共同でウォーターPPPを導入する場合、これらすべての管理者が交付金要件化の要件を充足することになるか？	ご認識の方針で考えています。
32	交付金要件化	流域下水道、流域関連公共下水道は交付金要件化の対象に含まれるか？ また、流域のすべての地方公共団体がそれぞれ取り組むことが必要か？	含まれます。 なお、流域下水道と流域関連公共下水道がそれぞれ交付金要件化の要件を充足するには、それぞれの管理者が取り組む必要があります。
33	交付金要件化	流域下水道の処理場等と、流域関連公共下水道の管路等を対象施設とする一つのレベル3.5を導入した場合、関係するすべての地方公共団体で交付金要件化の要件を充足しうるか？	ご認識の方針で考えています。
34	交付金要件化	流域下水道と流域関連公共下水道が一体で、導入可能性調査(FS)等、導入検討を開始したものの、結果的には流域下水道のみで「導入を決定済み」となった場合、流域関連下水道については交付金要件化の要件を充足できないか？	ご認識の方針で考えています。
35	交付金要件化	一つの地方公共団体に、公共下水道と流域関連公共下水道がある場合、例えば、流域関連公共下水道で交付金要件化の要件を充足すれば、公共下水道も含め、令和9年度以降も汚水管改築の国費支援を受けられるか？ (逆に、公共下水道で交付金要件化の要件を充足すれば、流域関連公共下水道も含め、令和9年度以降も汚水管改築の国費支援を受けられるか？)	ご認識の方針で考えています。 なお、この場合、導入検討開始時点で、公共下水道と流域関連公共下水道の処理区のうち、いずれかを選択することは管理者の任意です。

No	分類	質問	回答
36	交付金要件化	交付金要件化の対象は、汚水管の改築のみか？ 処理場・ポンプ場の改築等や、汚水管の新設(未普及対策)等は対象外であり、ウォーターPPP導入を決定済みとしなくても国費支援が受けられるか？	ご認識の方針で考えています。
37	交付金要件化	交付金要件化の対象は、汚水管の改築であるところ、ストックマネジメント計画上の管路も含まれるか？ また、総合地震対策計画上の管路は含まれるか？	ご認識の方針で考えています。 なお、総合地震対策計画上の緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化についてのみ、交付金要件化の対象外であり、ウォーターPPPの導入を決定済みとしなくても国費の支援を受けられます。
38	交付金要件化	汚水管の範囲如何？ 汚水ポンプ場やマンホールポンプ(制御盤を含む)は含まれるか？	汚水管の範囲については、「下水道施設の改築について」(令和4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知)の別表で大分類が管路施設の範囲です。 汚水ポンプ場やマンホールポンプ(制御盤を含む)は含まれません。
39	交付金要件化	合流管は交付金要件化の対象か？	ご認識の方針で考えています。
40	交付金要件化	送泥管は交付金要件化の対象外か？	ご認識の方針で考えています。
41	交付金要件化	交付金要件化の対象は、汚水管の改築であるところ、ストックマネジメント計画や総合地震対策計画の策定や調査・診断の費用も含まれるか？ (交付金要件化の要件を充足しなければ、令和9年度以降、これらの国費支援を受けられないか？)	ご認識の方針で考えています。 汚水管のストックマネジメント計画や総合地震対策計画の策定や調査・診断の費用は交付金要件化の対象です。 なお、緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の総合地震対策計画の策定や調査・診断の費用についてのみ、交付金要件化の対象外であり、ウォーターPPPの導入を決定済みとしなくても国費の支援を受けられます。

No	分類	質問	回答
42	交付金要件化	交付金要件化の対象は、汚水管の改築であるところ、ストックマネジメント計画や総合地震対策計画の管路のほか、通常の下水道事業による(上記の計画に位置づけられない)耐震化も含まれるか？	ご認識の方針で考えています。
43	交付金要件化	一部の地域(処理区等)を対象範囲とする場合、交付金要件化の要件を充足しうるか？	充足します。
44	交付金要件化	導入検討を開始する処理区の選択は管理者の任意とされているところ、流域下水道でも同様か？	ご認識の方針で考えています。
45	交付金要件化	導入検討を開始する際、一旦、少なくとも一つの処理区のすべての施設・業務を念頭に置くこととされているが、分流式下水道の雨水処理施設(雨水ポンプ場、雨水管等)も含まれるか？	ご認識の方針で考えています。
46	交付金要件化	対象施設として、管理するすべての施設ではなく、一部の施設を設定することは可能か？また、この場合、交付金要件化の要件を充足しうるか？	<p>ご認識の方針で考えています。 この場合、対象施設の設定について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要があります。導入を検討する際にご留意ください。</p> <p>※客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過などが考えられます。</p> <p>(なお、ウォーターPPPの導入を決定済みであれば、対象施設外の汚水管の改築も国費の支援を受けられる運用を想定しています。)</p>

No	分類	質問	回答
47	交付金要件化	対象施設として、管路のみを設定することは可能か？また、この場合、交付金要件化の要件を充足しうるか？	ご認識の方針で考えています。 この場合、対象施設の設定について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要があります。導入を検討する際にご留意ください。 ※客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過などが考えられます。
48	交付金要件化	一部の地域(処理区等)のうち、さらに一部の処理分区(流域関連公共下水道の予定処理区域内にそれぞれ流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が二以上ある場合においてそれぞれの管渠により下水を排除することができる地域)を対象範囲とする場合、交付金要件化の要件を充足しうるか？	ご認識の方針で考えています。 この場合、対象施設の設定について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要があります。導入を検討する際にご留意ください。 ※客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過などが考えられます。
49	交付金要件化	再生水事業のみのレベル3.5は想定されるか？また、この場合、交付金要件化の要件を充足しうるか？	レベル3.5に該当するには4要件の充足が必要です。 特に、要件③について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関係する業務範囲が設定される必要があります。 この場合、対象施設の設定について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要があります。導入を検討する際にご留意ください。 ※客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過などが考えられます。
50	交付金要件化	レベル3.5の対象施設・業務範囲として、交付金を受ける污水管の改築(更新)が必ずしも設定される必要はないか？ (交付金要件化の要件を充足するうえで、交付金要件化の対象となる污水管の改築(更新)が、レベル3.5の対象施設・業務範囲として設定されている必要はないか？)	ご認識の方針で考えています。

No	分類	質問	回答
51	交付金要件化	対象施設について、「処理場・ポンプ場」と設定するものと、「管路」とするものの、二つのレベル3.5を導入することは可能か？また、この場合、交付金要件化の要件を充足しうるか？	ご認識の方針で考えています。 この場合、対象施設の設定が「処理場、ポンプ場、管路」である一つのレベル3.5としない点について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要があります。導入を検討する際にご留意ください。 ※客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過などが考えられます。
52	交付金要件化	管路の更新について、管更生のみを含む場合、交付金要件化の要件を充足しうるか？	ご認識の方針で考えています。
53	交付金要件化	レベル3.5の業務範囲を維持管理の一部(例えば、計画的清掃、修繕等を除いたもの)と設定することは可能か？ また、この場合、交付金要件化の要件を充足しうるか？	ご認識の方針で考えています。 この場合、業務範囲の設定について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要があります。導入を検討する際にご留意ください。 なお、要件③を充足するには、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関する業務範囲が設定される必要があります。 ※客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過などが考えられます。
54	交付金要件化	レベル3.5に交付金の重点配分はないか？	ご認識の方針で考えています。
55	交付金要件化	交付金要件化の要件を充足した場合、交付金は要望額に対して満額査定となるか？	交付金要件化の充足と国費配分率は関係ありません。

No	分類	質問	回答
56	交付金要件化	更新実施型と更新支援型で国費支援に差はないか？	ご認識の方針で考えています。交付金要件化の充足と国費配分率は関係ありません。
57	交付金要件化	維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、交付金要件化の要件を充足した場合、維持管理費用にも国費の支援を受けられるか？	国費支援の対象は従前のとおりであり、追加的に維持管理費用に対する国費支援を行うものではありません。

No	分類	質問	回答
導入検討の進め方等について			
58	導入検討	処理方式の変更等、大規模な更新(改築)を事業範囲外とすることは管理者の任意か?	ご認識のとおりです。
59	導入検討	導入検討の進め方等を具体的に確認したい。	まずは第33回PPP/PFI検討会の資料3-2(PPP/PFI手法選択GLの補足資料)をご参照ください。
60	導入検討	「民間企業の参画意向等」を客観的な情報として踏まえるうえで、マーケットサウンディング(MS)の結果などはどのようなかたちでまとめておくイメージか? 例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過などをまとめるかたちでよいか?民間企業から参画意向の判断を書面でもらう必要があるか?それとも議事録を揃えておくことでよいか?	管理者が説明できる資料であれば形式などは問いません。
61	導入検討	「客観的な情報」について、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等のほか、例えば、外部有識者の意見等も該当しうるか?	ご認識のとおりです。 ただし、結論ありきではなく、外部有識者に対し、必要な情報を十分に説明したうえで意見を諮るよう努めてください。
62	導入検討	「管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要があります。」とは、どのような準備をしておくイメージか? 例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過などを地方公共団体のホームページで公表する必要があるか?それともいつでも説明できるように資料を揃えておくことでよいか?	管理者が説明できる資料を揃えておくという趣旨です。
63	導入検討	受託者の選定に際し、総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式(随意契約)等の条件等はあるか?	現時点では、特段の条件などは想定していませんが、価格だけでなく提案も競争のうえで受託者が選定されるものと考えています。

No	分類	質問	回答
64	導入検討	受託者の選定に際し、地域の実情等を踏まえ、公募によらない随意契約を選択しうるか？	ご認識のとおりです。 現時点では、特段の条件などは想定しておらず、管理者の判断と考えますが、競争性の確保などの観点から管理者が適切性を説明できる必要があると考えています。
65	導入検討	入札・公募の参加資格要件等は管理者の任意か？	ご認識の方針で考えています。
66	導入検討	受託者として、下水道公社、100%官出資会社、官民出資会社(三セク)、日本下水道事業団(JS)等は想定されうるか？	下水道公社、100%官出資会社、官民出資会社(三セク)などが受託者となることは想定されます。 日本下水道事業団(JS)は、地方共同法人という立場であり、受託者となることは想定していないと聞いています。
67	導入検討	「下水道公社、100%官出資会社、官民出資会社(三セク)などが受託者となることは想定されます。」の『受託者』はウォーターPPPの受託者か？	ご認識のとおりです。
68	導入検討	例えば、ウォーターPPP(レベル3.5)の導入可能性調査(FS)の受託者が、情報の開示により、競争性を阻害しないこと等を条件に、このウォーターPPPの入札・公募に参加したり、受託者となることについて、管理者の任意か？	ご認識の方針で考えています。 競争性、公平性、透明性などの観点から、民間事業者の選定などを進めるうえで留意する必要がある旨、今後策定予定のガイドラインなどで解説できるように検討します。
69	導入検討	導入可能性調査(FS)は社会資本整備総合交付金の交付対象となるか？	事業の実施を前提とした導入可能性調査は交付対象です。

No	分類	質問	回答
70	導入検討	今後の導入検討費用(アドバイザー委託等)への国費支援如何?	PPP/PFIに関する計画策定にかかる検討費用は社会資本整備総合交付金の重点配分として支援しています。また、令和6年度予算政府案において、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業として、ウォーターPPPの導入検討に対する定額補助を盛り込んでいるところです。
71	導入検討	「令和6年度概算要求において、上下水道基盤強化等補助金の一部として、ウォーターPPPの導入検討に対する定額補助を要求」の定額補助の交付率、交付要件等如何?	ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査(FS)、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定などを国費により定額補助することを予定しています。
72	導入検討	ウォーターPPP導入検討業務が複数年契約となる場合、委託業務における一括設計審査(全体設計)は可能か?	全体設計の対象は工事であるため、不可です。
73	導入検討	ウォーターPPP導入後も、各種事業制度活用の条件(例えば、下水道ストックマネジメント計画支援制度なら、ストックマネジメント計画への位置づけ、流量、耐用年数等)を充足する必要があることに変更はないか?	ご認識の方針で考えています。
74	導入検討	レベル3.5の事業期間は原則10年であるところ、更新実施型の更新(改築)について、一括設計審査(全体設計)が可能か?	「PFI等を活用する下水道事業における一括設計審査(全体設計)の運用について」(平成28.1.7. 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)により、可能です。
75	導入検討	ウォーターPPP導入後も、交付金の交付申請、一括設計審査(全体設計)、会計検査対応等は管理者が実施するのか?	ご認識のとおり、管理者による対応が基本になると考えています。
76	導入検討	更新実施型(PFI事業契約)では、更新費に対しサービス対価を支払うとされているが、サービス対価とは何か? この場合、地方交付税措置は受けられるのか?	サービス対価は、「管理者等が、施設の設計・建設工事、施設の維持・管理及び運営の実施の対価として、選定事業者がPFI事業契約、入札説明書等及び自らの入札参加者提案に従い業務を適切に実施していることを条件に選定事業者に支払う一定の金額」です。 PFI事業に対する地方交付税措置は、平成12年3月29日付自治省財政局長通知で示されており、基本的には従来の公共事業と同様に取り扱われています。(内閣府ホームページ)

No	分類	質問	回答
77	導入検討	導入検討に際し、必要となる費用の地方負担分について、財源区分を3条と4条のいずれにするか、管理者の任意か？	ご認識のとおりです。
78	導入検討	地元(の中小)企業の参画は困難ではないか？	<p>導入を検討する際に、必要な情報を開示したうえで、十分に官民の対話を実施することや、入札・公募の際に、必要に応じて募集要項などに地域への配慮を盛り込むことなどを通じて、地元(の中小)企業の参画可能性を高めることが考えられます。</p> <p>受託者となる特別目的会社(SPC)や共同企業体(ジョイントベンチャー、JV)に地元企業が参画することは可能です。 ※特別目的会社(SPC)は、「ある特別の事業を行うために設立された事業会社」です。</p>
79	導入検討	地方公共団体の技術力保持や技術継承等が懸念されないか？	<p>今後も管理者によるモニタリングが必要かつ重要であり、技術力保持や技術継承は、重要な課題と考えています。</p> <p>必要な技術を確保する方法として、例えば、外部機関との連携、受託者との連携、対象施設・業務範囲の設定の仕方による工夫などが考えられます。</p> <p>※外部機関との連携(一例) → 日本下水道事業団(JS)によるモニタリング支援 ※受託者との連携(一例) → 地方公共団体への研修・勉強会の実施</p>
80	導入検討	レベル3.5のユーティリティ調達・管理等について、物価高騰に対する特約条項を設定するか否かは、管理者の任意か？	ご認識のとおりです。
81	導入検討	災害等の不可抗力事象発生時の危機管理体制確保が懸念されないか？	災害などの不可抗力事象発生時においては、管理者と受託者は互いに協力して損害の復旧を行うこととなりますが、役割分担については予め要求水準書などで定めておくことが重要と考えています。
82	導入検討	レベル3.5の更新実施型の更新(改築)として、例えば、耐震・耐津波工事の発注業務の委託を含むことは、管理者の任意か？	ご認識のとおりです。

No	分類	質問	回答
83	導入検討	民間委託の定量的な効果はどのように考えるべきか? また、定量的な効果の対象は更新(改築)のみか?	第33回PPP/PFI検討会の資料3-2(PPP/PFI手法選択GLの補足資料)をご参照ください。 なお、定量的な効果は、維持管理も更新(改築)も含むものを想定しています。
84	導入検討	令和13年度までに100件のウォーターPPPの具体化を目標とするうえで、民間企業の人材確保も課題になると認識するが、需要と供給のバランスが保てるような民間企業の参画意向調査等は実施したのか?	重要な課題と認識しています。民間企業の参画意向調査は未実施ですが、より多くの民間企業に参画いただけるよう、第7回民間セクタ一分科会などで民間企業にも説明していきたいと考えています。
85	導入検討	今後、例えば、次の項目は、ガイドライン等で解説が予定されるか? ・モニタリング(履行監視) ・スペックイン、ベンダーロックイン ・修繕と更新(改築)の費用・リスク分担等の考え方 ・更新(改築)部分に関係する、入札公募、審査選定、モニタリング等の考え方	ご認識のとおりです。